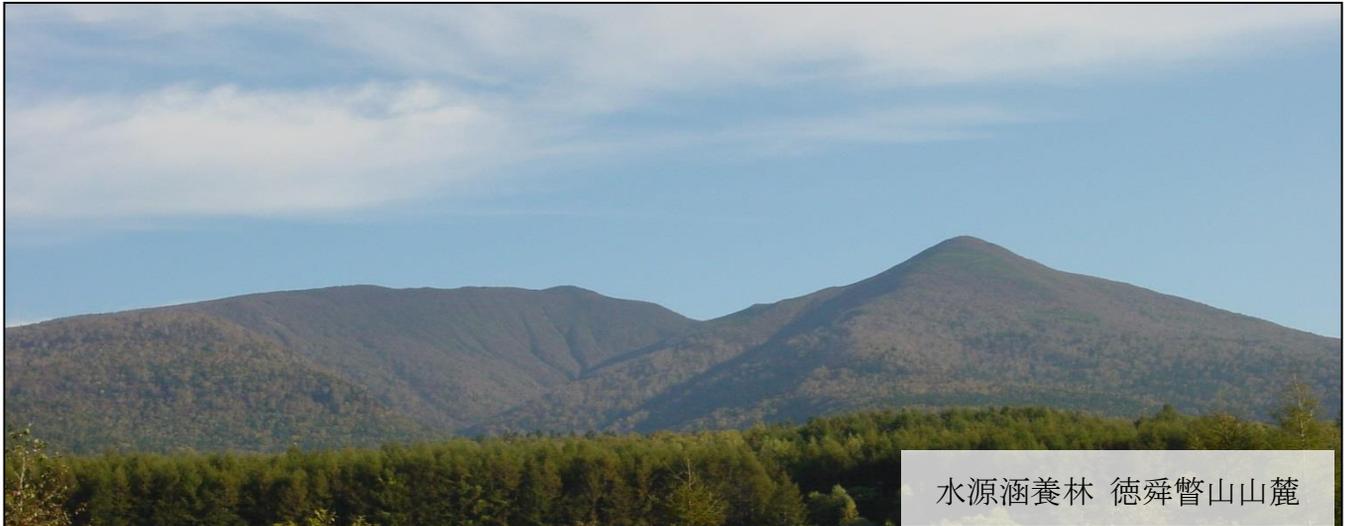


水源涵養林保全制度の創設

■ 現 状

水源涵養機能を有する森林は、上水道の供給源である水源を守り育むために必要不可欠ですが近年、全国各地で水源涵養林を含む森林の買収が相次ぎ、大きな社会問題になっています。

現在、多くの自治体で水資源を保全するための条例が施行・検討されていますが、かけがえのない国土を守るためには国全体での取り組みが必要です。



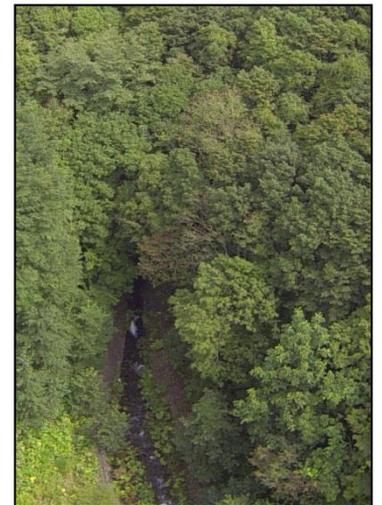
水源涵養林 徳舜瞥山山麓

■ 課 題

- 現在の法制度では私有地である森林等の売買を規制することはできないこと。
- 面積が広大な水源林などの買収には多額の資金が必要であり、市町村の財政負担が大きいこと。
- 当該土地の地目は森林に限らず、農地、原野、雑種地など多岐にわたり、現況有姿分譲地も多数あることから所有者不明の土地も多く、買収には相当な困難が予想されます。

■ 要 望 内 容

- 土地の所有者を明らかにし、水源林などの重要な土地の売買を規制する法制度の整備。
- 土地の買収に係る「地方財政措置の拡充」と「土地収用法」の適用。



伊達市内の水源地域

■ 事 業 効 果

- 水源林などの重要な土地を適正に確保して国土を保全し、良好な自然環境を守ると共に将来に渡って安全で安心な上水道の安定的な供給を図ることができます。